

登米市事業復活支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少し、中小企業庁が定める事業復活支援金給付規程による事業復活支援金（以下「国支援金」という。）を受給している事業者に対して登米市事業復活支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、市内事業者の事業継続を下支えすることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、国支援金を受給している者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国支援金に申請した事業収入の減少率の区分が30パーセント以上50パーセント未満である個人事業者 15万円
- (2) 国支援金に申請した事業収入の減少率の区分が30パーセント以上50パーセント未満である法人 30万円
- (3) 国支援金に申請した事業収入の減少率の区分が50パーセント以上である個人事業者 25万円
- (4) 国支援金に申請した事業収入の減少率の区分が50パーセント以上である法人 50万円

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登米市事業復活支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 国支援金の給付通知書の写し又は国支援金を受給したことが確認できる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和4年10月31日までにしなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、給付金の交付を決定したときは、登米市事業復活支援給付金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(給付金の返還)

第6条 市長は、給付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 国支援金の交付決定が取り消され、又は返還を命ぜられたとき。
- (2) 第4条第1項の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付金の全部又は一部が交付されているときは、当該給付金の交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により給付金の返還を命ぜられた場合は、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号）第19条の規定の例により、加算金及び延滞金を市に納付しなければならない。

（報告及び検査）

第7条 市長は、給付金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月27日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。